

① 件名
石巻市基準該当サービス事業者登録の見直しについて
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】 網地島地区においては、訪問介護サービスを提供していた事業所が同地区へのサービスを終了したことから、訪問介護事業所の確保が課題となっている。 市内の訪問介護事業所に対し、網地島地区への訪問介護サービス提供についてアンケートを行ったところ、人員の確保が困難であるとの理由でサービス提供ができないという回答を得ている。 介護保険法に基づく介護サービスを実施するには、県の指定を受け実施することが原則であるが、介護保険サービス事業者の指定を受けるべき要件（人員、設備、運営基準等）の一部を満たしていないものの、市町村にとって必要とされ、一定の水準を満たす場合、市町村の判断でそれらのサービスを介護保険の給付の対象とすることができる。</p> <p>【目的】 基準該当サービス事業者の登録を可能にすることにより、離半島地域について、訪問介護サービス事業者の確保を図るもの。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】 介護保険法（平成9年法律第123号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕】</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
平成29年9月 市内の訪問介護事業所へアンケート調査を実施
⑤ 主な内容
<p>【改正内容】 介護保険サービスを確保する観点から、離半島地域について、基準該当サービス事業者の登録を可能とする。 ※指定訪問介護と基準該当サービスの人員配置基準については別紙添付</p>
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）
<p>【影響・効果】 離半島地域への訪問介護サービスの提供が確保され、市民の福祉の向上が図られる。</p>
⑦ 他の自治体の政策との比較検討
基準該当サービス実施保険者数 264（平成28年4月1日現在）

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

平成30年3月 「石巻市桃生地区基準該当サービス事業者の登録に関する規則」の一部改正を実施し、題名を「石巻市基準該当サービス事業者の登録に関する規則」に改める。
(平成30年4月1日施行予定)

⑨ その他

平成17年の合併前から、桃生地区においては基準該当サービス事業者の登録を行っていたが、平成28年4月以降基準該当サービスの登録事業者なし。